

名古屋港管理組合公報

平成27年12月15日

(火曜日)

第 571 号

目 告 次 示

- 名古屋港管理組合議会補欠議員当選者の名古屋市會議長からの通知 1
 ○平成28年度及び29年度の船舶製造の競争入札に参加する者の資格審査申請 1

告 示

名古屋港管理組合告示第43号

平成27年12月7日名古屋市会において、名古屋港管理組合議会補欠議員の選挙が行われ、下記の議員が当選した旨名古屋市會議長から通知があった。

平成27年12月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

○ 選挙した議会
名古屋市会

記
職
名古屋市會議員

氏 名
田 山 宏 之

名古屋港管理組合告示第44号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、平成28年度及び平成29年度において名古屋港管理組合が発注する船舶の製造の請負の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請について、次のように定める。

平成27年12月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。ただし、管理者が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- 3 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- 4 名古屋港管理組合が指定する国税、都道府県税及び市町村税が未納である者
- 5 「名古屋港管理組合が行う契約等から暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱い要綱」に基づく排除措置を受けている者

第2 船舶の製造の請負契約についての競争入札参加者の資格

船舶の製造の請負契約についての競争入札に参加することができる者は、次に定める資格審査項目により審査を行う。

- 1 資格審査の項目
 - (1) 経営規模
 - (2) 経営状況
 - (3) 技術職員数
 - (4) 営業年数
- 2 入札参加資格審査申請書の添付書類
 - (1) 登録又は許可等を証明した書面
 - (2) 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
 - (3) 納税証明書
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 使用印鑑届
 - (6) 代表者身分（元）証明書
 - (7) 委任状
 - (8) 技術職員名簿
 - (9) 船舶の製造経歴書
 - (10) 財務諸表
 - (11) 入札参加資格審査申請書受付証
- 3 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、入札参加資格審査申請書を平成28年1月18日（月）から平成28年2月1日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分までに、建設部管理課工事契約係に提出又は郵送（平成28年2月1日（月）までの消印のあるものが有効）しなければならない。提出先は、名古屋港管理組合建設部管理課工事契約係（本庁舎10階）（〒455-0033 名古屋市港区港町1番11号）。郵送の場合は受付証返送のため、宛名明記の返信用封筒（定形82円切手貼付）を同封すること。随時受付については、平成28年4月1日（金）以降行います。

第4 資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付は、平成28年4月1日（金）から平成30年3月31日（土）までとする。ただし、平成30年4月1日（日）以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。

第5 資格の取消し

競争入札の参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するにいたった場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後3年間、競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- 1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 5 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者
- 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 7 前各号のいずれかにより競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第6 その他

- 1 平成28年度及び平成29年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。
- 2 詳細については、名古屋港のホームページ（<http://www.port-of-nagoya.jp/>）に掲載する。